

次期本庄市総合振興計画

序論・基本構想(骨子)

序論・基本構想の部、章の構成は、下記の通りとなります。
構成についてご意見を賜りますようお願いいたします。

目次

第1部 序論

第1章 計画策定の趣旨 1

計画策定の趣旨 1

第2章 計画の構成と役割 2

1. 基本構想の役割と期間 2

2. 基本計画の役割と期間 2

3. 実施計画の役割と期間 2

4. 総合振興計画と個別計画の関係 3

第3章 本庄市を取り巻く社会経済情勢 4

1. 少子高齢化・人口減少社会の到来 4

2. 安全・安心意識の高まり 5

3. 高度情報化とグローバル化の進展 5

4. 経済状況の変化 6

5. 環境・エネルギーの問題意識の高まり 6

6. 雇用環境の変化 6

7. まち・ひと・しごと創生の推進 7

8. 地方分権・広域行政の推進 7

9. 持続可能な都市の実現 7

10. 市民協働の推進 8

第4章 本庄市の概況と課題 9

1. 本庄市の概況 9

2. 市民の意識 15

3. まちづくりの主要課題 19

第2部基本構想

第1章 基本構想	23
1. まちづくりの基本理念	23
2. 本庄市の将来像	25
第2章 将来フレーム	26
1. 将来人口	26
2. 土地利用構想	27
第3章 政策大綱	32

第 1 部

序論

第1章 計画策定の趣旨

計画策定の趣旨

本市は、平成20年度に本庄市総合振興計画を策定し、将来像「あなたが活かす、みんなで育む、安全と安心のまち本庄～世のため、後のため～」の実現に向け、計画に基づく行政経営に取り組んできました。この間、少子高齢化・人口減少の一層の進展や自然災害の増大に対する安全安心意識の高まり、ICTの急速な高度化・多様化など社会情勢は急速に変化してきました。

こうした中、様々な課題に対応し、時代に即した施策展開を図るため、新たな10年後（平成39年度（2027年度））の本庄市を見据えた総合振興計画を策定しました。基本構想に掲げる将来像「〇〇〇〇〇」の実現を目指します。

総合振興計画の策定の視点

市民が参加する計画

市民満足度の高いまちを創出するため、市民の期待や要望の把握に努め、計画内容に積極的に反映させることとしました。市民アンケート調査、市民ワークショップの実施、公募市民参加による審議会の開催、パブリックコメントの実施などを通じて、本計画を策定しました。

進行管理と実効性の確保

まちづくりの将来像を確実に実現するため、施策や事業によって生み出される成果やコストを意識し、「計画（PLAN）」「実行（DO）」「評価（CHECK）」「改善（ACTION）」（PDCAサイクル）の進行管理を行います。

また、本計画の施策に対して、成果指標を設定し市民が求める尺度や具体的に達成すべきことを分かりやすく示して実効性を高めた計画としています。

第2章 計画の構成と役割

本庄市総合振興計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3部により構成します。それぞれの役割と期間を、次のように定めました。

1. 基本構想の役割と期間

基本構想は、本市が実現すべきまちづくりの姿「将来像」と、まちづくりの基本的な考え方「基本理念」を示すとともに、将来像の実現に向けた政策の柱である「政策大綱」を定め、基本計画の指針としての役割を果たします。

基本構想の計画期間は、平成30年度（2018年度）を初年度とし、平成39年度（2027年度）を最終年度とする10年間とします。

2. 基本計画の役割と期間

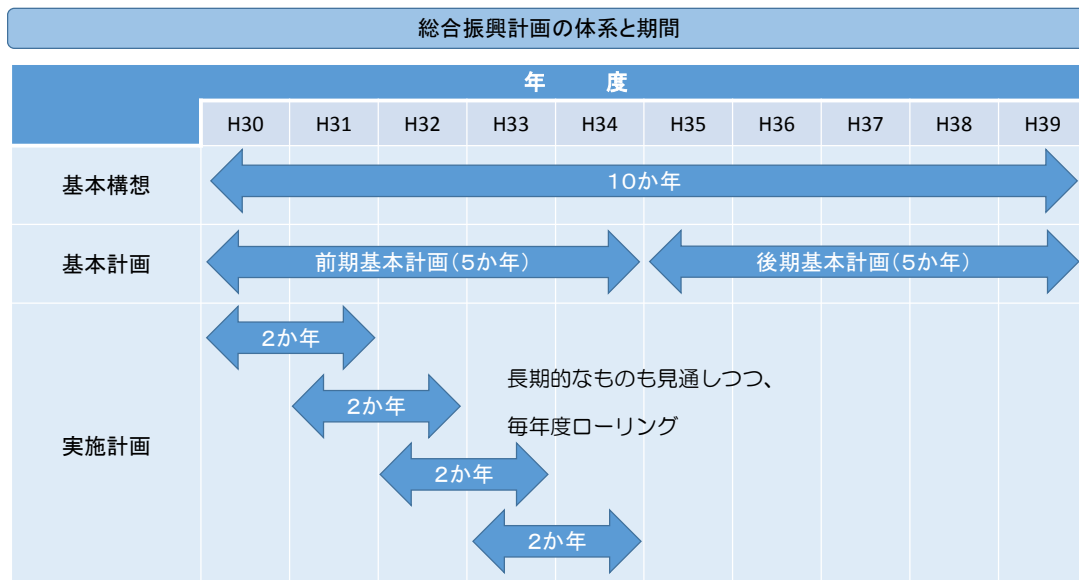
基本計画は、基本構想に掲げられた将来像の実現に向けたまちづくりの取り組み方針としての役割を果たします。基本構想の政策大綱に基づき、分野ごとの主要な施策を体系的に表すとともに、成果指標を具体的に明示し、市民の視点に立った成果重視の基本計画とします。

基本計画の計画期間は、将来の社会情勢の変化に対応した計画とするため、5年とします。平成30年度（2018年度）から平成34年度（2022年度）までを前期基本計画、平成35年度（2023年度）から平成39年度（2027年度）までを後期基本計画とします。

3. 実施計画の役割と期間

実施計画は、基本計画の施策を具体的な事業として実施するための事業計画です。この計画は、行政評価を用いた事業の優先順位に基づくものとし、毎年度の予算編成及び事業実施の指針となる役割を果たします。

法改正や財政状況、社会経済情勢の変化、緊急性を判断しながら、2年間の計画をローリング方式により毎年度見直すことによって、実効性の高い計画とします。

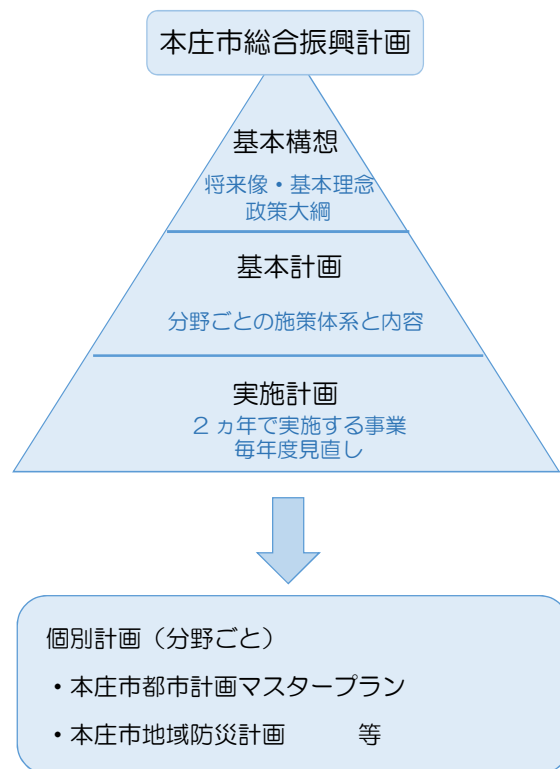


4. 総合振興計画と個別計画の関係

総合振興計画は本庄市の将来を長期的な視点に立って見通し、行政経営を総合的かつ計画的に行うために策定するものです。

また、本市の各分野におけるまちづくりの計画の中で最上位に位置づけられる計画であり、まちづくりの総合的な指針を示すものです。

個別計画は、法令等に基づきそれぞれの個別の分野において策定される大綱・構想・計画・方針などであり、最上位計画である総合振興計画に即し、分野ごとの施策の展開等を明らかにするものです。



「第3章本庄市を取り巻く社会経済情勢」については、時代に即した計画とするため、本市をとりまく世界や国、地方の状況を10項目ほど記述しています。

記述内容の追加、修正、削除、または新たに記述しておくべき項目がございましたら、ご意見を賜りますようお願いいたします。

第3章 本庄市を取り巻く社会経済情勢

1. 少子高齢化・人口減少社会の到来

我が国の人口は、平成20年の1億2,808万人をピークとして、人口減少が始まっており、平成22年の国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によれば、平成38年（2026年）には、1億2000万人を下回り平成60年（2048年）には1億人を下回ると推計されています。年少（15歳未満）人口の割合は、平成22年の13.1%から減少を続け、平成38年（2026年）には10.8%、平成60年（2048年）には9.8%、平成72年（2060年）には、9.1%まで減少すると推計されています。

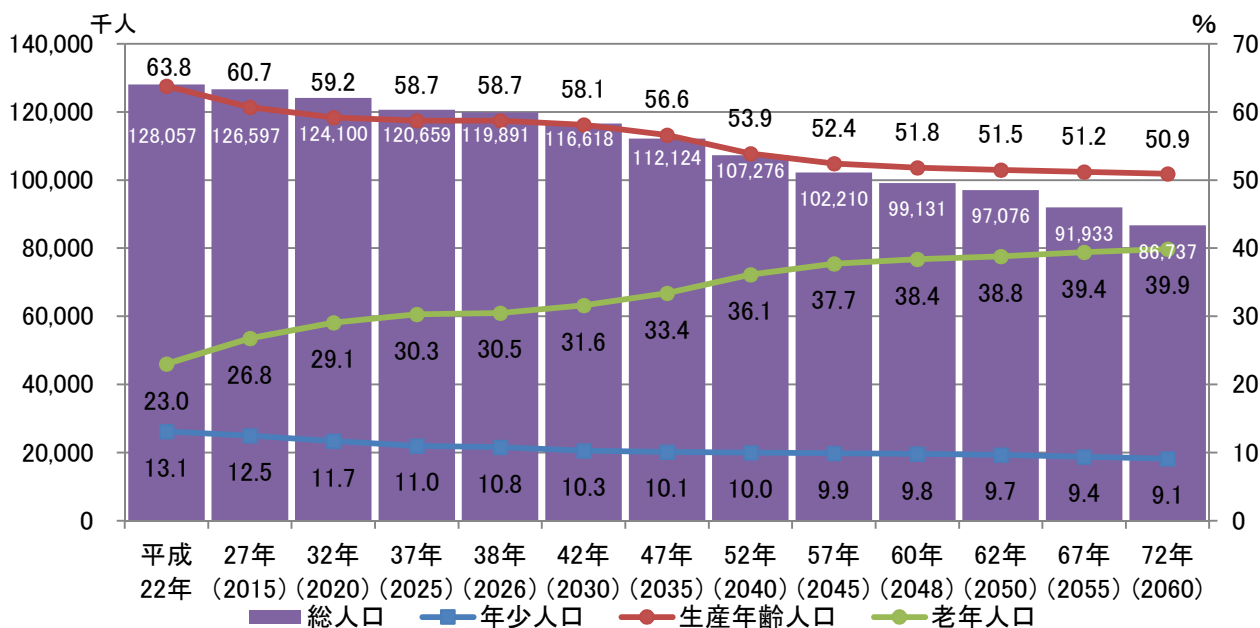
また、生産年齢（15～65歳未満）人口の割合も、平成22年の63.8%から減少を続け、平成38年（2026年）には58.7%、平成60年（2048年）には51.8%、平成72年（2060年）には50.9%になると推計されています。

一方、老年人口（65歳以上）人口の割合は、平成22年の23.0%から上昇を続け、平成38年（2026年）には30.5%、平成60年（2048年）には38.4%、平成72年（2060年）には39.9%へと拡大していくと推計されています。

少子高齢化・人口減少による国内消費の減少や社会保障費の増大、公共サービス・地域コミュニティ機能の低下など、経済活動や社会活動の縮小が懸念されています。

こうした状況を打開するため、若い世代が安心して子どもを産み育てることができる就労・結婚・子育て・教育環境づくりに取り組むとともに、東京圏から地方へ移住による新しい人の流れを創出する必要があります。

また、高齢者が、住み慣れた地域において、健康でいきいきと暮らせる社会の構築が求められています。



2. 安全・安心意識の高まり

近年、東日本大震災や熊本地震といった大規模地震、台風・ゲリラ豪雨などの自然災害が多発し、国民生活や日本経済において甚大な影響をもたらす事態が発生していることから、国民の防災意識が高まっています。

また、高齢者が被害者となる振り込め詐欺などの多種多様な犯罪が多発し、犯罪に対する不安や国際テロなどの脅威に直面しており、安全・安心に対する意識も高まっています。

地域においても個人主義の浸透による人間関係の希薄化や核家族や単身世帯の増加などにより、虐待やひきこもり、孤独死、自殺などの問題が発生していることから、見守り活動の充実など、社会全体で安全・安心の確保に取り組むことの大切さが見直されています。

3. 高度情報化とグローバル化の進展

スマートフォンやタブレット端末などを利用したモバイル通信の拡大やクラウドサービスの発達などICTは急速に進展しています。SNS等のさまざまなサービスを利用したコミュニケーションが日常的に行われるようになるなど、市民の身近な生活の中にもICTが深くかつ急速に浸透してきています。さらに、今後は、あらゆるモノをインターネットにつなげるIoTが普及し、ビッグデータや人工知能、ロボットの活用が広がり、医療、介護、サービス、エネルギーなど様々な分野で活用が期待されています。

また、国境を越えた物・情報・人の移動は、さらに活発化し、経済、技術、文化を含めたあらゆる分野で相互作用を及ぼすグローバル化が進展しています。

高度情報化とグローバル化の進展に対し、幅広い知識や国際的視野を持ち、個人や社会の多様性を尊重しつつ、協働して課題解決を行う人材を育成することや、情報セキュリティの確保等の課題に対応していくことが必要となっています。

4. 経済状況の変化

我が国の経済は、グローバル化の進展により、世界経済の動向の影響を受けやすくなっており、経済の好循環を確立していくことが課題となっています。新興国・資源国経済の脆弱性といったリスクに加え、英国のEU離脱など、世界経済の先行きに関する不透明感が高まっています。

近年、政府が円高・デフレ対策をはじめとする経済政策を打ち出したことにより、ゆるやかな景気回復基調が続いていますが、個人消費や設備投資が力強さを欠くなど経済の所得面から支出面への波及には遅れがみられていることや、地方経済の停滞、消費税がさらに増税した場合の消費抑制などの懸念により、楽観視できない状況が続いています。

5. 環境・エネルギーの問題意識の高まり

地球温暖化や生物多様性の損失など地球環境問題は、持続可能な社会の実現のため解決すべき人類共通の課題であり、地球環境保全への取り組みが国際的に進められています。

我が国でも、温室効果ガスの削減の取り組みや生物多様性の保全等を進めるとともに、東日本大震災より発生した原子力発電所の事故と放射性物質による環境汚染などを背景として、大規模集中型の供給体制から再生可能エネルギーを活用した自立・分散型の供給体制へと見直す機運が高まっています。

自然環境や生態系を保全するとともにゴミの排出量の削減、省エネルギーの推進や自然エネルギーの地産地消により、原子力や化石燃料のみに依存しない分散型低炭素エネルギー社会の構築が必要とされています。

6. 雇用環境の変化

我が国の社会経済における特徴的な動向として、非正規雇用者の増加があります。平成2年に881万人だった非正規雇用者数は、平成28年に2,042万人と2倍以上の増加となりました。男女別にみると、男性が654万人、女性が1,387万人と女性の割合が非常に高い状況にあります。非正規雇用者は60歳以上と20歳から59歳の女性を中心に増加していることから、高齢者や女性などの非正規雇用者の勤労意欲に見合った雇用環境を整備していくことが求められています。

また、人口減少社会の中でも経済の持続的な成長を実現するために、女性・若者が活躍しやすい環境整備を進める「働き方改革」や年齢に関わりなく生涯現役で活躍し続けられる「生涯現役社会」の実現に向けた社会環境を整えることが必要とされています。

7. まち・ひと・しごと創生の推進

我が国における人口減少、高齢化は顕著なものとなっており、労働力の不足や消費市場の縮小により、地方における経済の縮小や社会の減退が懸念されています。そこで国は、これまでの東京圏への人口の集積を是正し、将来にわたって活力のある日本社会を維持していくために、「まち・ひと・しごと創生法」を平成26年11月に制定し、同年12月には、人口の現状と将来の姿、今後の目指すべき将来の方向性を示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」、平成27年度から平成31年度（2019年度）までの施策の基本的方向、具体的な施策や目標をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を示しました。国と地方自治体は、①地方における安定した雇用を創出する②地方への新しいひとの流れをつくる③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる④時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する、の実現を図るため、各施策を総合的に実施することが求められています。

8. 地方分権・広域行政の推進

高齢化社会の到来により社会関係保障費が増加し、国・地方自治体ともに財政的に厳しい状況が続く中、持続的で安定的な行政経営を行っていく必要があります。住民サービスの向上や行政経営の効率を高める上で、地方自治体が独自の発想で地域の特性を活かしたまちづくりを行うために、国から地方への権限移譲や地方に対する義務付け・枠付けを見直す地方分権改革が推進されています。

平成23年には「地方自治法の一部を改正する法律」が施行され、基本構想策定に関する法的義務付けが廃止されたほか、平成25年以降は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、事務・権限の移譲等がさらに進み、「地方が選ぶことができる地方分権改革」の流れが定着してきています。

地方自治体の役割が大きくなる中で、市民の多様なニーズに応えるには行政機能を高めるとともに、市域を超えた広域連携が必要です。

9. 持続可能な都市の実現

我が国の人口は、戦後一貫して増加してきましたが、平成20年をピークに減少に転じています。

これまでのまちづくりは、人口増加を前提条件に取り組んできましたが、今後は、「成熟型社会における少子高齢化や人口減少」という時代背景の中で、効率的な都市経営を行っていく必要があります。

今後、さらに人口減少が続いていくと、市街地の拡大による人口密度の低下、都市活動が非効率になることによる行政コストの増加、まちの活力低下による税収の低下など、財政面及び経済面においても様々な問題が懸念されます。

そのためには、集約型都市構造を構築し、持続可能な都市を実現していくことが必要となります。

10. 市民協働の推進

少子高齢化、核家族化の進行や、人間関係の希薄化などにより、地域のコミュニティ機能の低下が懸念されています。防犯や福祉分野では、自治会、コミュニティ団体等を中心に見守り活動などが継続して行われていますが、少子高齢社会の中で地域の活力向上や多様化・複雑化する社会的課題に対応するために、新しいボランティア団体の育成やNPO 法人との連携を進めるとともに市民一人ひとりが力を発揮し、行政とのパートナーシップをより深め、地域の担い手となって課題が解決できるような仕組みづくりが必要とされています。

第4章 本庄市の概況と課題

1. 本庄市の概況

(1) 自然環境

①位置・地勢

本市は、東京から80km圏、埼玉県西北に位置し、面積は89.69km²、人口は約7万8千人です。東は深谷市、西は上里町・神川町、南は美里町・長瀨町・皆野町、北は利根川をはさんで群馬県伊勢崎市に接しています。

自然災害は少なく、気候は夏に雨量が多く、冬に少ない東日本型気候であり、水と緑豊かな自然環境に恵まれた地域です。

本市は、JR高崎線、JR八高線、上越新幹線、関越自動車道本庄児玉インターチェンジや国道17号・254号・462号などの主要道が縦横に走り、東京と上信越・北陸方面を結ぶ交通の要衝となっています。平成16年3月の上越新幹線本庄早稲田駅の開業に伴い、本市と東京駅は約50分で結ばれています。

②自然地形

本市の地形は北部から中央部の平地部分と南西部の山地部分に大別されます。北部から中央部の地形は概ね平坦で安定した地盤を有しており、北部の利根川沿いには肥沃な沖積平野が広がっています。また、長瀨町などとの境界に近い南西部は、陣見山などの500m級の山々が連なる山林地です。

(仮図)



位置	東経:139度11分25秒 北緯: 36度14分36秒
面積	89.69平方キロメートル
海拔	最高 593.6メートル 最低 38.0メートル
広ぼう	東西 17.2キロメートル 南北 17.3キロメートル

(2) 歴史環境

本市の歴史は古く、埋蔵文化財の発掘調査の結果からも、縄文時代以前からすでにこの地に人が住んでいたことがうかがえます。「本庄」という地名は、鎌倉時代の史料にもその地名がみられ、歴史の古さが偲ばれます。

室町時代、児玉地域には、山内上杉氏やまのうちうえすぎによって雉岡城が築かれ、その城下が次第に整備され現在の児玉地域の興りとなりました。また本庄地域は、武蔵七党の一つである児玉党の子孫、本庄実忠ほんじょうさねただが本庄城を築いたのをきっかけに、城下が整備されて市街地の基礎が出来ました。その後、幾多の変遷を経て雉岡城は慶長 6 年（1601 年）、本庄城は慶長 17 年（1612 年）に廃城となりました。

江戸時代になって本庄地域は、中山道が整備され、その最大の宿場町「本庄宿」として繁栄しました。明治に入って蚕糸業が盛んになると、現在の JR 高崎線の開通とともに、繭や生糸また農産物の集散地としての機能はますます強くなり、商業の発展へと結びつきました。戦後は積極的な工業団地の造成により、電気・機械などの工場誘致が進んでおります。

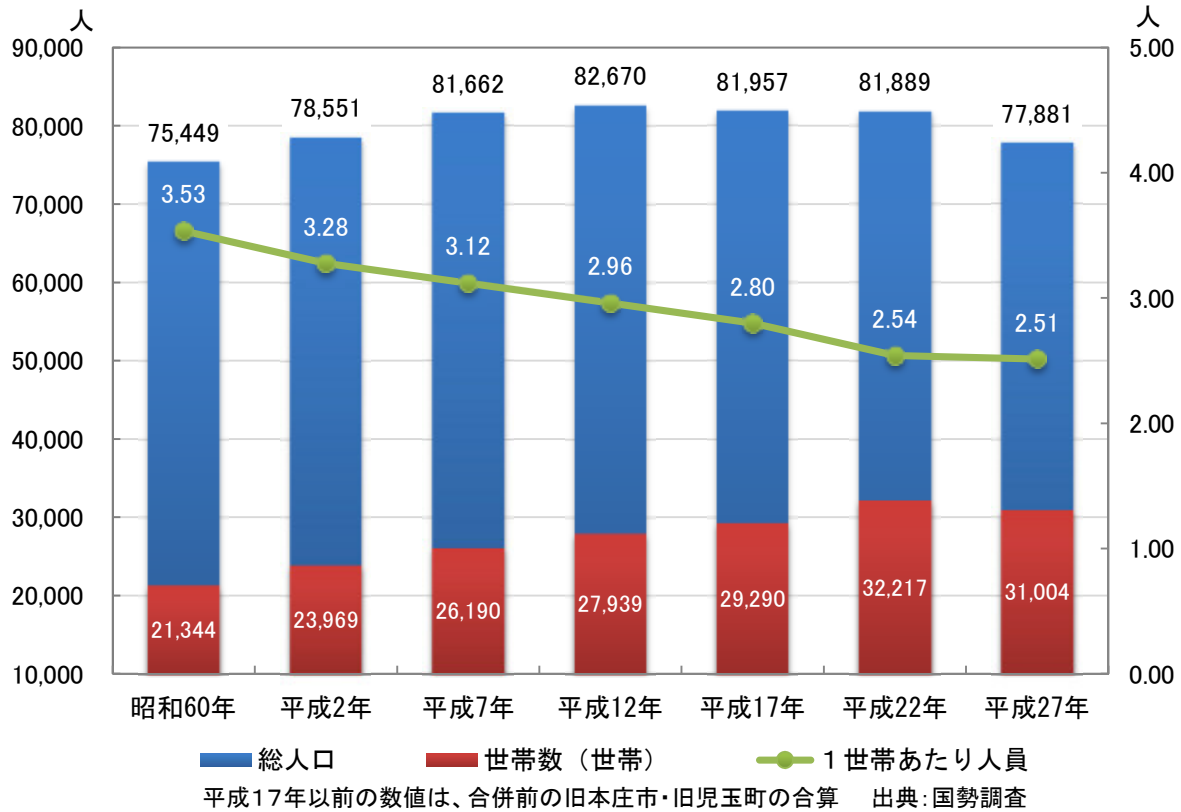
また、江戸時代の盲目の国学者、塙保己一は本市の出身であり、古代から江戸時代初期にいたるまでの古書を集大成した叢書『群書類従』の刊行や国学の研究の場として「和学講談所」を創設するなどの偉大な事業を成し遂げました。勉学と努力によって養われた博学と深い教養は、現在にいたるまで多くの人に語り継がれています。

写真または図

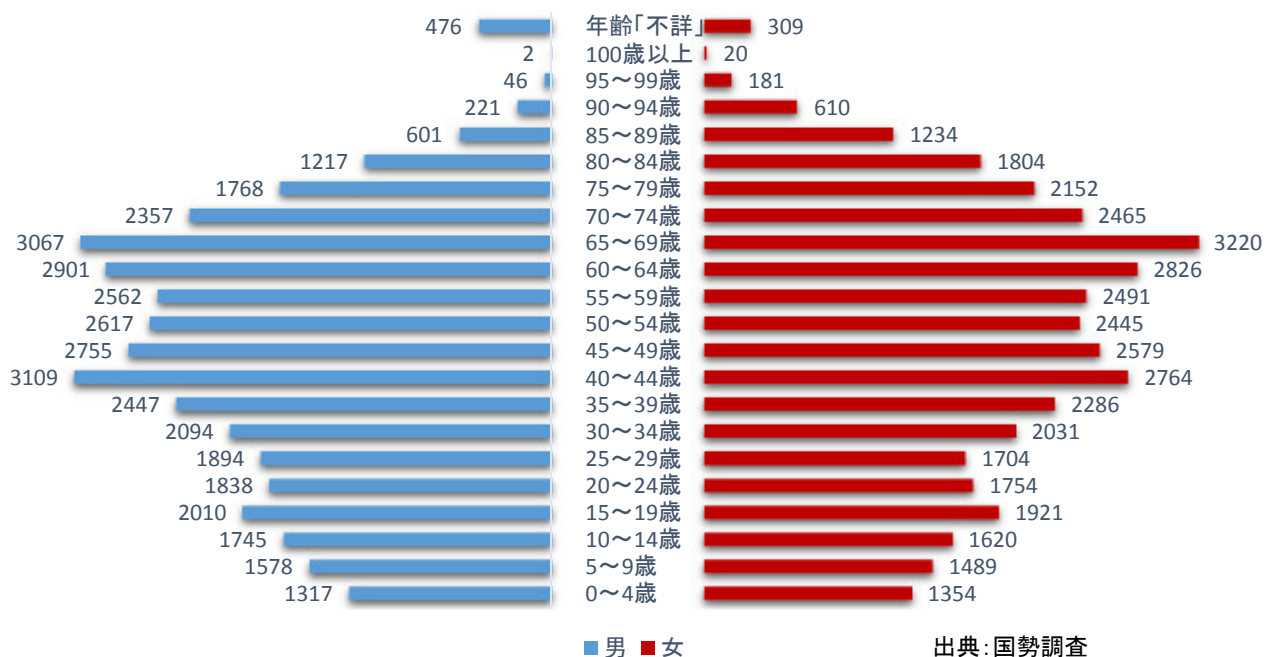
(3) 社会的環境

① 総人口・世帯数の推移

総人口は、平成12年の82,670人をピークに減少へ転じ、平成27年には77,881人と15年間で約6%減少しています。世帯数は、昭和60年から平成22年にかけて増加したものの、平成27年には減少に転じています。

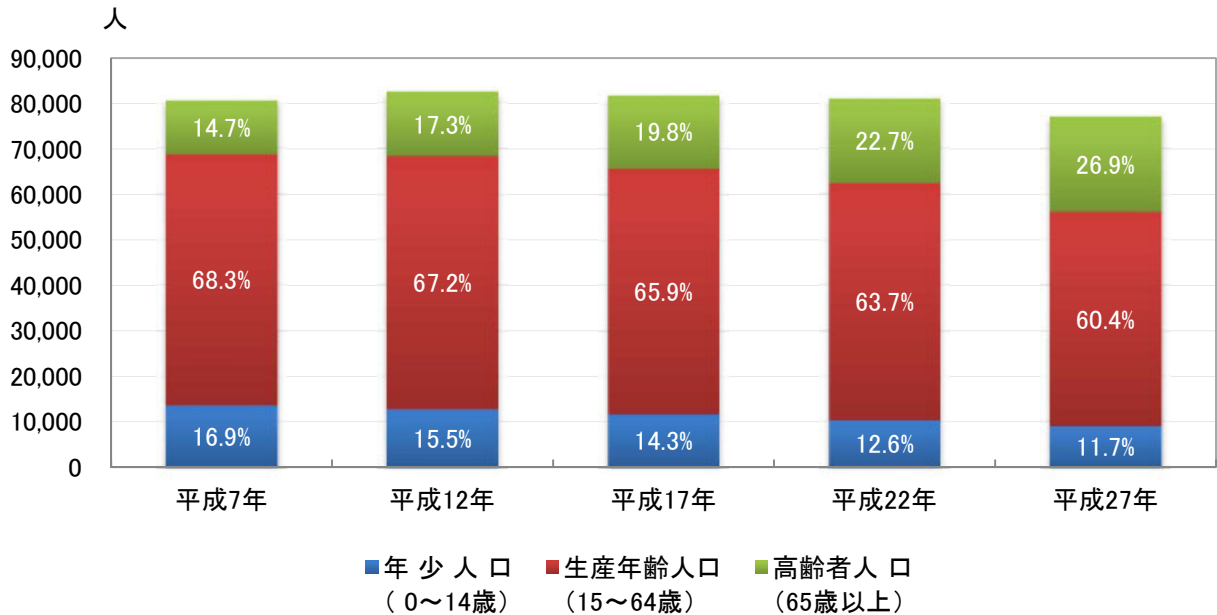


平成27年 年齢5歳階級・男女別人口(人)



②年齢別人口の推移

年齢3区分別人口を見ると、年少人口・生産年齢人口は、平成7年以降一貫して減少傾向にあります。高齢者人口は平成7年以降一貫して増加傾向にあり、平成27年には全人口の26.9%を占めています。

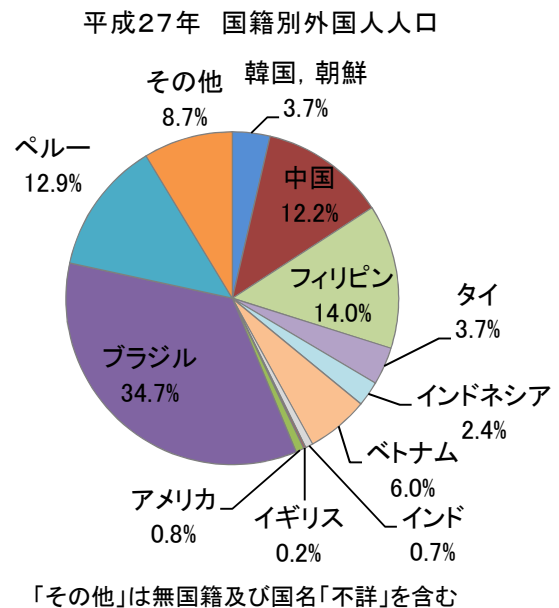
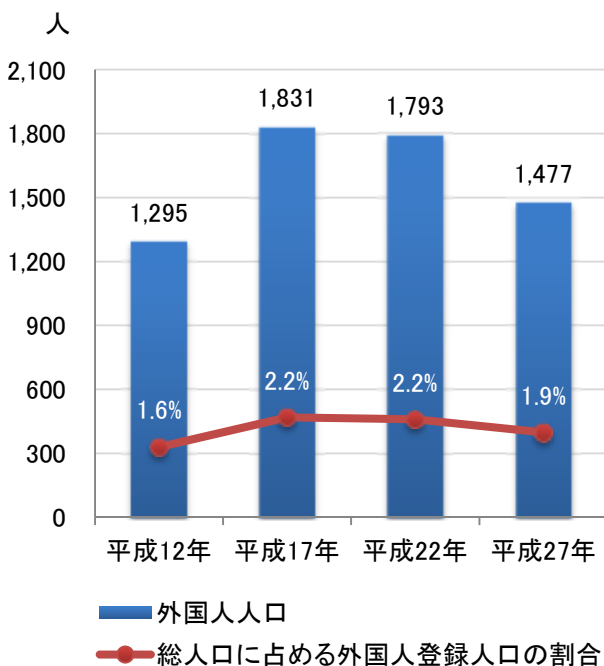


平成17年以前の数値は、合併前の旧本庄市・旧児玉町の合算

出典: 国勢調査

③外国人人口の推移

外国人人口は、平成17年の1,831人をピークに概ね減少傾向に転じています。国籍別に見ると、ブラジル(34.7%)が最も多く、次いでフィリピン(14.0%)、ペルー(12.9%)と続いています。

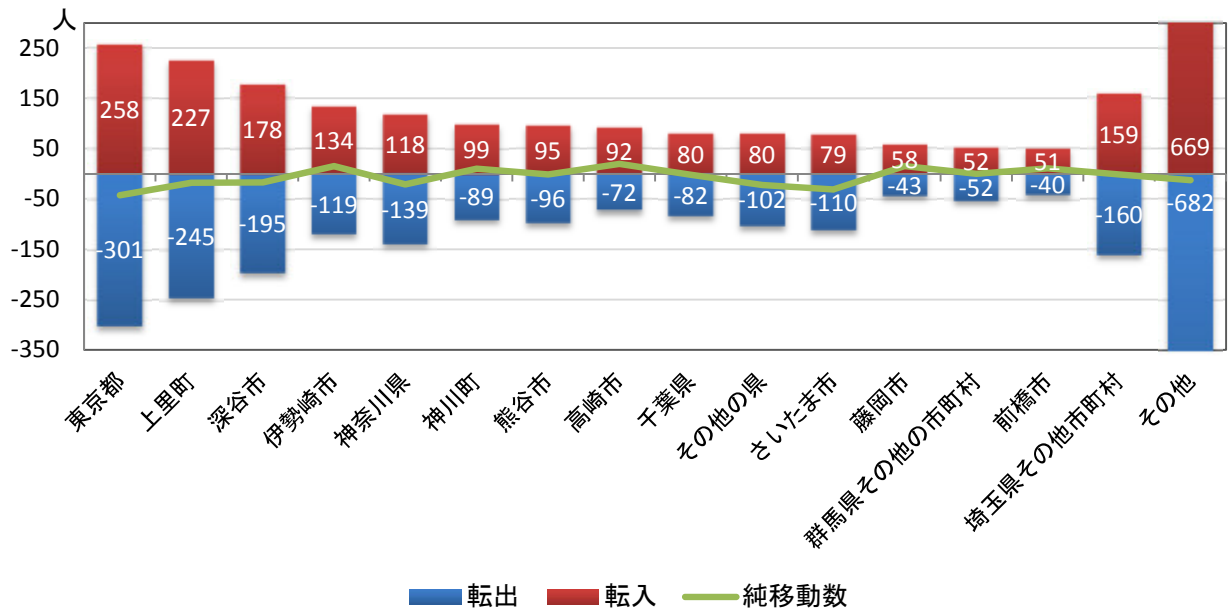


平成17年以前の数値は、合併前の旧本庄市・旧児玉町の合算

出典: 国勢調査

④転入及び転出の動向

転入元として東京都、上里町、深谷市、伊勢崎市、神奈川県などが多く、転出先は、東京都、上里町、深谷市、神奈川県、伊勢崎市などが多くなっています。転出者および転入者を合計すると東京都、さいたま市、深谷市、神奈川県などへの転出超過があり、全体においても転出超過となっています。

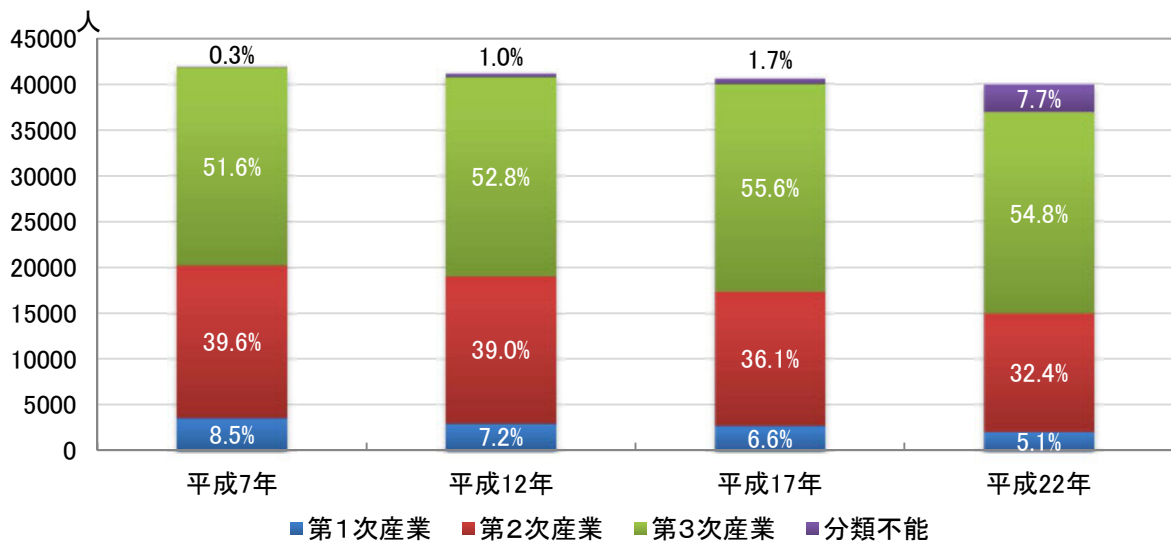


2012年～2015年の4年平均

出典:住民基本台帳人口移動報告

⑤産業別就業者人口の推移

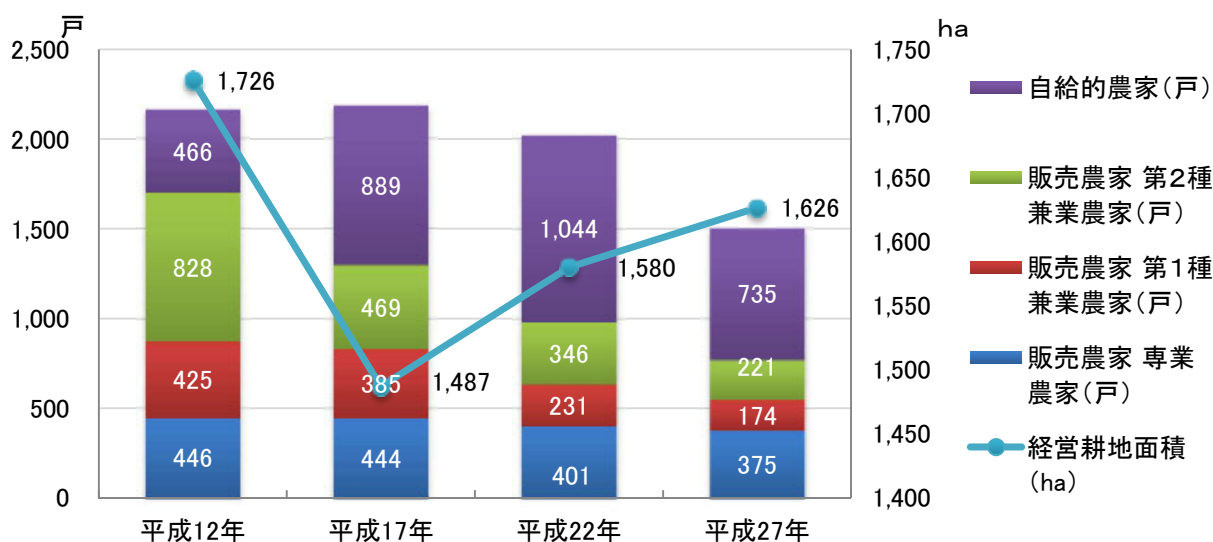
就業者総数は、平成7年以降一貫して微減傾向にあります。就業者総数に占める産業別人口の割合を見ると、第3次産業の占める割合が最も大きく、50%を超えています。



出典:国勢調査

⑥農家数及び経営耕地面積の推移

総農家数は、平成12年から平成17年にかけて増加したものの、平成22年には減少に転じ、平成27年には大きく減少しています。一方、経営耕地面積は、平成17年までは減少していましたが、平成22年には増加に転じています。また農家の分類別では、自給的農家は、平成12年より平成22年まで増加傾向にあったが、平成27年には減少に転じています。販売農家は専業農家、第1種兼業農家、第2種兼業農家の全てにおいて減少傾向にあります。



出典:農林業センサス

⑦工業事業所数及び従業者数の推移

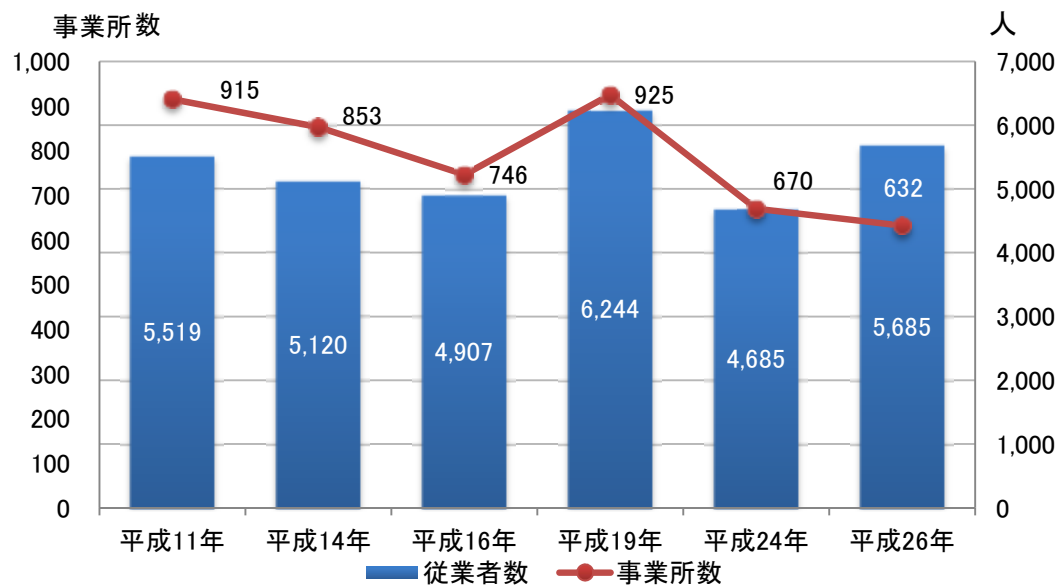
事業所数をみると、平成20年より平成22年まで減少傾向にあり、平成23年にいったん増加に転じたものの、平成24年には再び減少に転じ、以降平成26年まで減少傾向が続いています。従業者数は平成24年度まで減少していたものの平成25年に大きく増加に転じ、その傾向が平成26年まで続いています。



出典:工業統計調査

⑧商業事業所数及び従業者数の推移

事業所数は平成11年から平成16年にかけて減少傾向にあり、平成19年には増加に転じたものの平成24年からは減少傾向にあります。従業者数は平成26年で増加に転じています。



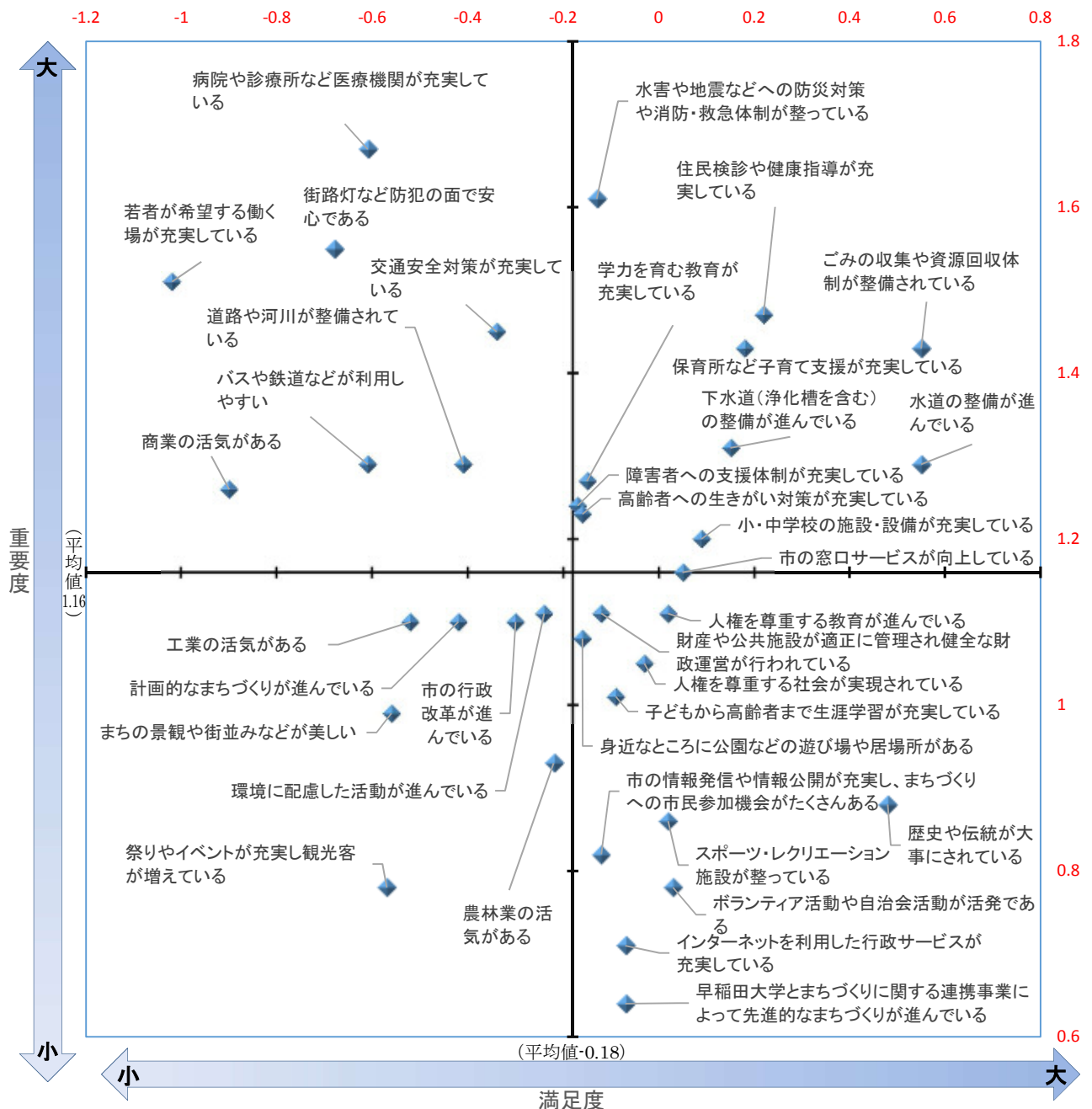
出典:商業統計調査

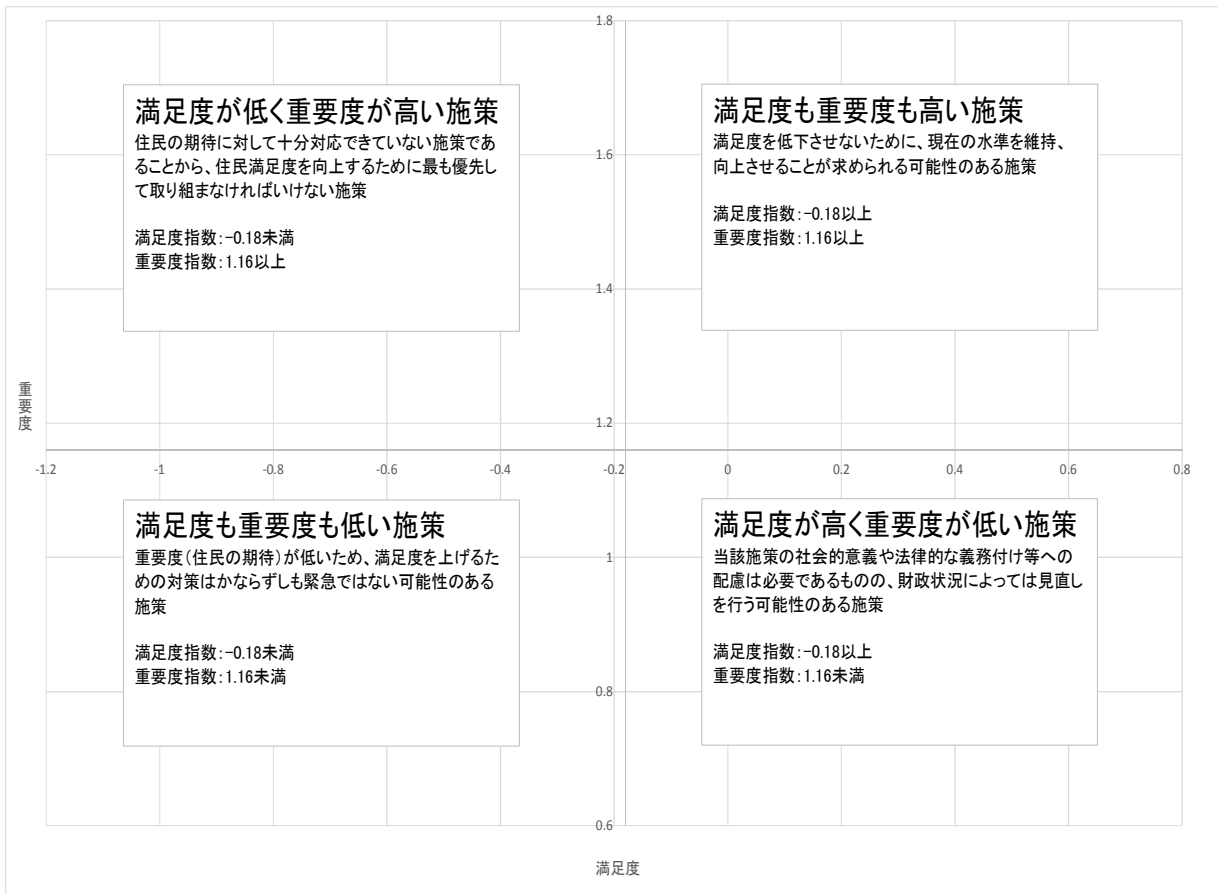
2. 市民の意識

① まちづくり市民アンケート

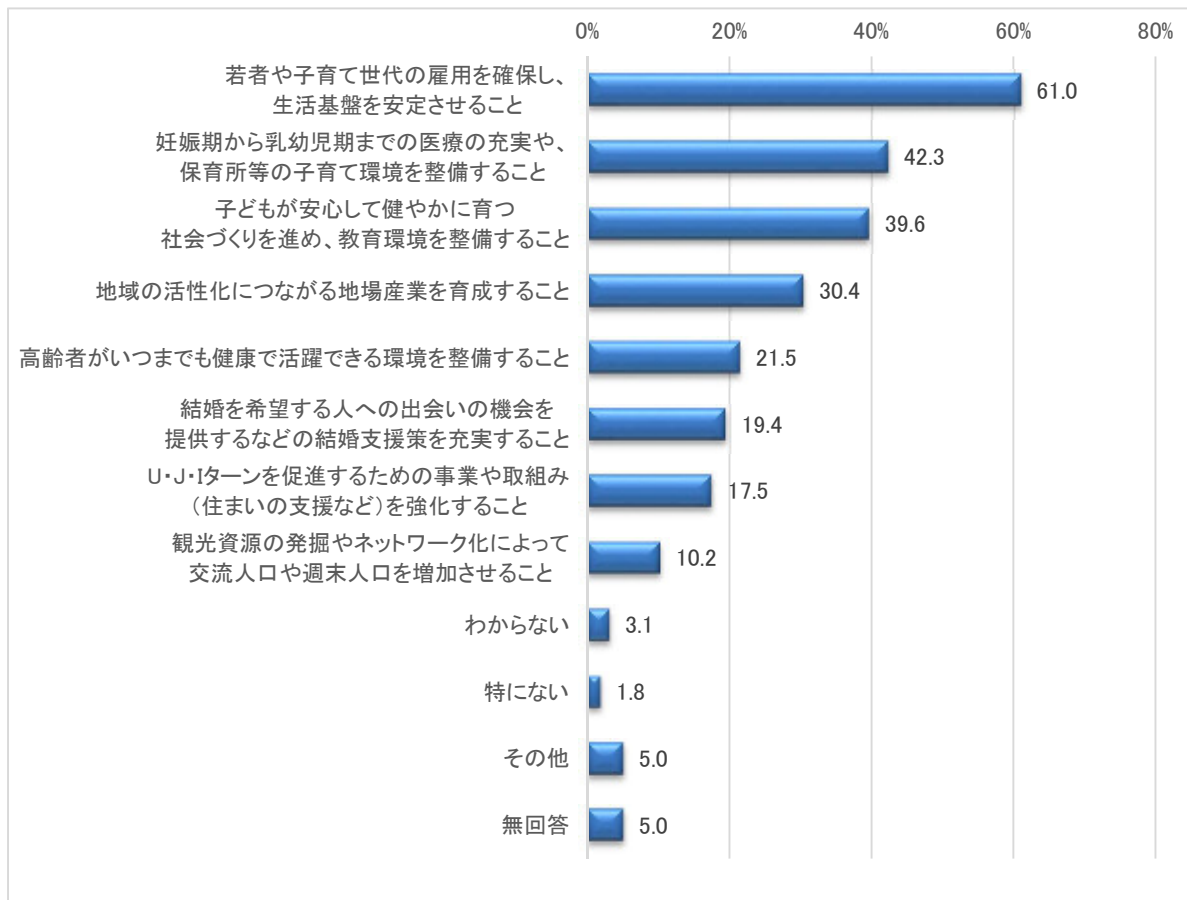
平成 28 年 9 月から 10 月にかけて、無作為抽出した 18 歳以上の市民 2,500 人を対象に市民アンケートを実施し（有効回収数 1,179 人有効回収率 47.2%）、本庄市総合振興計画に基づいて進めてきた施策についてこれまでの満足度とこれからのまちづくりの重要度の評価などから市民のニーズを分析しました。

■ 満足度・重要度指数グラフ





■人口減少に対し必要な施策



②市民ワークショップ

平成28年10月から11月にかけて「本庄市の未来を創るワークショップ」を実施し、将来のまち・理想のまちについてご提言をいただきました。参加者からいただいた主な提言は次のとおりです。

<健康福祉、医療、スポーツ>

- ・高齢者の雇用、活躍の場の確保
- ・高齢者の移動手段の確保
- ・社会福祉の充実
- ・生涯にわたる健康の確保
- ・スポーツの促進
- ・病院施設、小児、夜間医療等の強化
- ・安心して子育てができる環境
- ・子どもたちの遊び場、施設
遊具等の魅力向上

<教育>

- ・高等教育の強化、文教都市の発信
- ・学力の向上
- ・地域に根ざした学校

<産業>

- ・市街地に商業の賑わいを取り戻す
- ・企業の誘致・商業事業者への支援
- ・農地の大規模化・法人化
- ・若手農業者育成・地産地消の促進
- ・特産の農畜産品のPR

<環境>

- ・地球環境・エネルギーへの取り組み
- ・廃棄物の減量化

<行財政経営>

- ・ITの活用
- ・わかりやすい情報公開
- ・広域行政の推進
- ・横断的な人材育成

<都市基盤、定住>

- ・若者が多いまちの実現
- ・来街者、U・I・Jターンの増加
- ・駅前がにぎやかで魅力的な街の実現
- ・まちなかの狭隘道路の改善
- ・空き家の活用
- ・公共交通機関の利用促進

<市民協働>

- ・人のつながりの強化
- ・多世代にわたる交流
- ・市民によるインフラ等の管理

<市民生活>

- ・災害に強いまちづくり
- ・歩きやすい道路整備
- ・まちのバリアフリー化
- ・事故の少ないまちづくり

<対外発信>

- ・まちの特色あるPR
(イベント、アニメ等)
- ・塙保己一先生の遺徳の活用
- ・若い人向けのPR

<観光、文化>

- ・観光資源等の分かりやすい広報
- ・宿場町、繭産業等の歴史遺産の活用
- ・農業体験や自然体験のPR
- ・民泊等人を呼び込む基盤づくり
- ・中山間地等における環境資源の活用
- ・まつりの活性化と若者の参画
- ・道の駅など観光拠点の整備

「3. まちづくりの主要課題」は、現在、箇条書きで記述しています。最終的に箇条書きをもとに文章化いたします。

下記内容をご確認いただき、ご意見を賜りますようお願いいたします。

3. まちづくりの主要課題

本市を取り巻く社会経済情勢やまちづくり市民アンケート、市民ワークショップなど市民の声を踏まえ、本市のまちづくりの課題をまとめました。

① 少子高齢化への対応

(主要課題)

- ・高齢者の健康寿命の延伸、社会参画の確保を図る上で、生きがいある生活が重要。
- ・健康な高齢者の方々が、社会において、生涯現役として活躍できる場の確保が重要。

⇒ 高齢社会を踏まえ、誰もが生きがいをもって、社会で活躍できる環境の実現が必要です。

- ・少子化への対応が求められる中、安心して、子どもたちも楽しめる、魅力ある環境の整備が重要。
- ・核家族化や、地域社会の希薄化が生じる中、子育てを家庭や社会で支えあう気持ちが重要。
- ・子育てを家庭や社会で支えることは、親の社会参加や、働き方にも寄与。

⇒ 家庭と社会で支えあう、安心かつ楽しく魅力的な子育て環境の提供が必要です。

② 次世代を担う人材の育成

(主要課題)

- ・学校は地域の将来を担う人材を育てる中核的な場所であり、学校の地域社会での役割は多大。
- ・子どもの教育において、保護者、地域社会そして学校それぞれの積極的な関与が不可欠。

⇒ 地域に根差した学校を中心とした、学校・家庭・地域の連携の強化が必要です。

- ・これからの時代には、確かな学力に裏打ちされた、自立した子どもたちの育成が重要。

⇒ 次世代を担う子どもたちに確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む教育が必要です。

③ 人々の健康と安心な生活の確保

(主要課題)

- ・健康な生活を支える、いつでも医療にかかれる体制は、人々の安心の根幹を占める。
- ・スポーツへの参加ほか、様々な健康づくりの取り組みを通じ、健康寿命を延伸することが重要。

⇒ 子どもからお年寄りまで、誰もが健康で、安心して過ごせるまちづくりが必要です。

- ・障害がある方の活躍を支え、また、引きこもりや自殺等を未然に防ぐ対応が急務。

⇒ 障害のある人もない人も全ての人が社会参加できて、悩んでいる人を理解し暖かく支えられる安心に満たされた社会福祉が必要です。

④ 活力ある地域づくり

(主要課題)

- ・本市の主要産業である農業後継者や新たな担い手への支援が重要。
- ・日本のものづくりと社会を支える産業の育成を進め、地域の経済と雇用を確保することが重要。

⇒ 農業の生産性の向上及び担い手の確保と、地域経済と雇用を支える産業の誘致・強化が必要です。

- ・人々のニーズや購買方法が多様化する中、魅力ある商業・娯楽機能の提供は、まちにとって不可欠。

⇒ 人々のニーズや購買動向の変化に応えた、魅力とにぎわいあふれる商業の振興が必要です。

(主要課題)

- ・道路や水道等のインフラは、日々の生活に不可欠です。一方で老朽化対策への万全の対応が急務。
- ・また、まちなかは地域の歴史を支えてきた「顔」であり、快適な環境と居住者の増加が重要。
- ・そのためには、まちなかの拠点となる場所が、人々にとって魅力ある空間とすることが重要。

⇒ 日々の生活を支える快適・安全な都市基盤の確保と、地域社会の核となるまちなかの再生が必要です。

⑤ 魅力発信の強化

(主要課題)

- ・本市の優れた歴史と自然を活かし、交流人口を拡大させることは地域にとって重要。
- ・人々の交流に留まらず、多くの若者の定住を進めることは、人口減少対策の第一歩。
- ・これらの取り組みは、市外・県外の方々に、本市の魅力を効果的に発信することが不可欠。

⇒ 地域の歴史と自然を活かした観光の振興と、対外的な発信力の強化が必要です。

⇒ 多くの人々が訪れたいくなり、また、多くの若者が集い、住まうまちづくりが必要です。

⑥ 環境に配慮した取り組み

(主要課題)

- ・自然環境への意識、エネルギー問題への関心の高まり等を踏まえた、環境保全への取り組みが重要。
- ・廃棄物の減量化と再資源化を進める一層の取り組みが重要。

⇒ 美しい環境を次の世代に引き継いでいくための、環境にやさしいまちづくりが必要です。

⑦ 人々の支えあいと心豊かな人づくり

(主要課題)

- ・多くの外国籍の方々が暮らすこと等を踏まえた、人々の尊厳が守られた社会の実現が重要。
- ・核家族化や単身世帯化が進む中、世代を超えた人々のつながりを育むことが重要。

⇒ 様々な文化、多世代の人々が交流し、互いに尊重するまちづくりが必要です。

(主要課題)

- ・行政の体制も限りがある中で、市民相互に支えあい、自らまちづくりに取り組む体制が重要。

⇒ 市民一人ひとりがつながり、お互いを支え、そして市民自らつくるまちづくりが必要です。

⑧ より安全に暮らせる環境づくり

(主要課題)

- ・安心は市民が希求する願いであり、災害対策や犯罪・事故の撲滅が重要。

⇒ 災害に強く、犯罪や事故のない、誰にも優しい安全安心なまちが必要です。

⑨ 時代の要請に即した行政経営

(主要課題)

- 行政においても、積極的なICTの活用等による市民サービスの向上が求められている。
- その際、情報セキュリティ等に十分配慮する一方、行政の透明性の更なる確保も重要。

⇒ ICTが活用され、情報セキュリティにも強く、分かりやすく透明性が確保された行政経営が必要です。

第 2 部

基本構想

第1章 基本構想

「1.まちづくりの基本理念」について、前章のまちづくりの主要課題から導き出し、3つの基本理念にまとめました。

現在、箇条書きとなっておりますが、基本理念の文言、内容についてご意見をお聞きした後、文章化をいたします。

1. まちづくりの基本理念

本庄市のまちづくりに関する基本的な考え方を、まちづくりの基本理念として決めました。まちづくりの基本理念は、「本庄市の将来像」を実現するための柱となる「政策大綱」を相互に調整し、まちづくり共通の考え方となるものです。

まちづくりの主要課題を踏まえ、本庄市のまちづくりの基本理念を次のとおり定めます。

① みんなで育む安心・共生のまちづくり

- ・家庭と社会で支えあう、安心かつ楽しく魅力的な子育て環境の提供
- ・地域に根差した学校を中心とした、学校・家庭・地域の連携の強化
- ・次世代を担う子どもたちへの確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む教育
- ・子どもからお年寄りまで、誰もが健康で、安心して過ごせるまち
- ・高齢社会を踏まえ、誰もが生きがいをもって、社会で活躍できる環境の実現
- ・障害のある人もない人も全ての人が社会参加できて、悩んでいる人を理解し暖かく支えられる安心に満たされた社会福祉

② 訪れたいくなる住み続けたいくなるまちづくり

- ・農業の生産性の向上及び担い手の確保と、地域経済と雇用を支える産業の誘致・強化
- ・人々のニーズに応えた、魅力とにぎわいあふれる商業の育成
- ・地域の歴史と自然を活かした観光の振興と、対外的な発信力の強化
- ・多くの人々が訪れたいくなり、また、多くの若者が集い、住まうまちづくり
- ・日々の生活を支える快適・安全な都市基盤の確保と、地域社会の核となるまちなかの再生
- ・美しい環境を次の世代に引き継いでいくための、環境にやさしいまちづくり

③ 市民と行政がともに創る安全のまちづくり

- 様々な文化、多世代の人々が交流し、互いに尊重するまちづくり
- 市民一人ひとりがつながり、お互いを支え、そして市民自らつくるまちづくり
- 災害に強く、犯罪や事故のない、誰にも優しい安全安心なまち
- ICT等が活用され、情報セキュリティにも強く、分かりやすく透明性が確保された行政経営

「2. 本庄市の将来像」は、まちづくりの基本理念に基づき、現将来像を含む4案を作成しております。ご意見を賜りますようお願いいたします。

2. 本庄市の将来像

本市のまちづくりの将来像を、次のとおり定めました。この将来像は、本庄市の10年後を見据えて、市民や自治会、コミュニティ団体、ボランティア団体、NPO法人、企業が一体となって達成すべきまちづくりの目標です。

(仮)

あなたが活かす、みんなで育む安全と安心のまち 本庄
～世のため、後のため～

心豊かな暮らしを育む、活力と安心のまち 本庄
～世のため、後のため～

次の世代に暮らしをつなぐ、交流と安心のまち 本庄
～世のため、後のため～

人がつながり未来を創る、安心のまち 本庄
～世のため、後のため～

将来像の説明

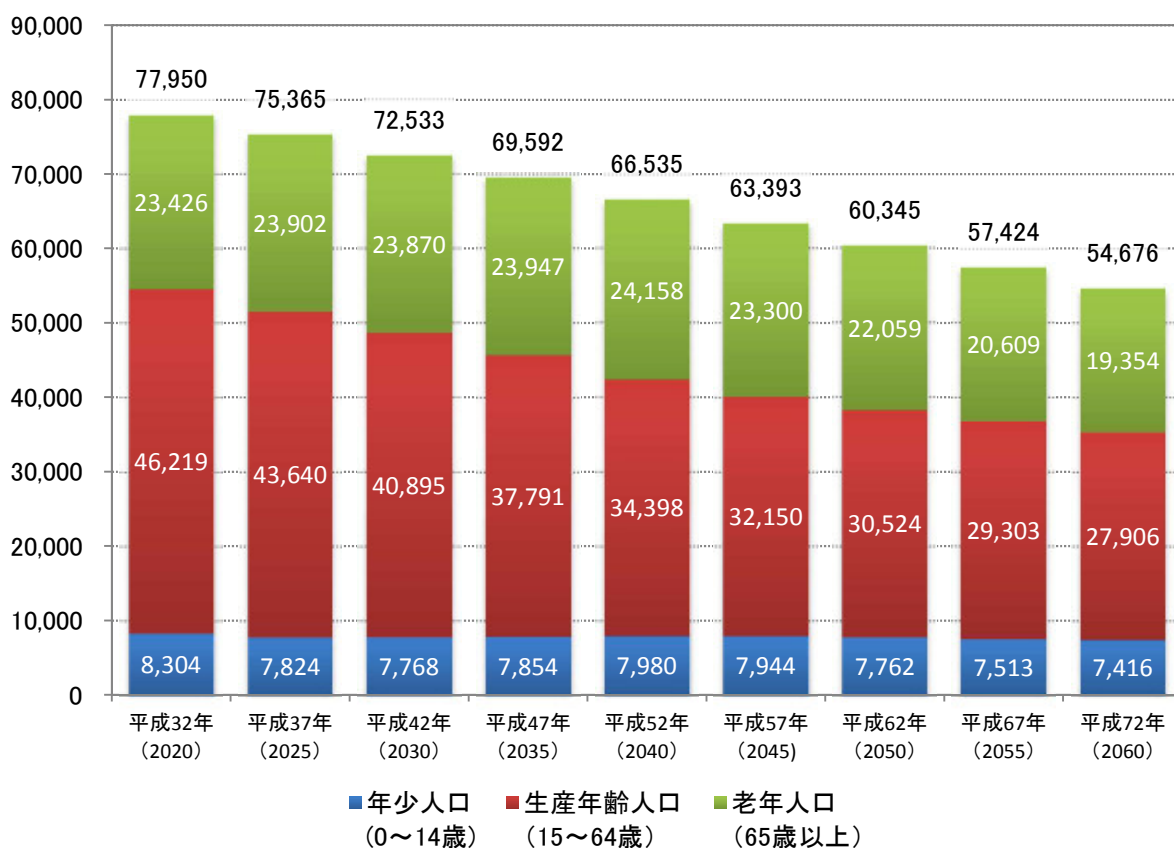
第2章 将来フレーム

1. 将来人口

① 総人口

「本庄市人口ビジョン」で掲げたとおり、市民の結婚・出産・子育ての希望を叶え、若い世代の転出抑制・転入促進を図ることで、人口減少に歯止めをかける取り組みを加味し、本計画の目標年次である平成39年度（2027年度）の将来人口を概ね **74,000人** と想定します。

本庄市の将来人口



※平成32(2020)年以降の見通しについては、本庄市人口ビジョンで実施した、出生率向上+移動均衡（転出者数と転入者数が一致）を加味した独自推計結果となります。

	合計特殊出生率					移動率	
	2015年*	2020年	2030年	2040年	2060年	2030年	2060年
出生率向上+移動均衡	1.23	1.35	1.58	1.81	2.08	2030年にかけて、全世代の純移動率0に収束(移動均衡達成)	2060年まで全世代の純移動率0で一定

*最新の動向を反映させるため、2015年にかけての出生率のみ、本庄市の2010~2014の5年間の平均で設定

出典：本庄市人口ビジョン

2. 土地利用構想

① 土地利用方針

活力を創造する都市機能と自然・田園のバランスを確保します

本庄駅、本庄早稲田駅、児玉駅の3つの拠点市街地及び周辺において本庄の活力を創造する拠点機能の充実や定住を促進させる一方で、周辺地域では、自然豊かな森林や田園の環境の中で、ふるさとも感じられる風景を守り穏やかに暮らせるよう、それぞれの魅力を活かしたバランスのよい土地利用を実現します。

古くから市街地が形成されている本庄駅・児玉駅周辺

歴史的資源の魅力を活かしながら、建物の共同化・更新と都市基盤整備にあわせた土地の有効・高度利用を進めるなど、交通利便性を活かした“まちなか居住”“暮らしの魅力を高める店舗の開業や起業”が進みやすい環境づくりを進めていきます。

児玉都市地域の新しい“顔”（玄関口）となる本庄早稲田駅周辺

産業育成・環境共生・健康づくり・ライフスタイルなど、様々な分野で先導的な都市づくりを展開するため、福祉・医療、子育て、買物、起業等の都市機能をバランスよく充実させていく土地利用を展開します。

自然豊かな森林（自然公園等）と農業生産力の高い田園

市街地の無秩序な拡散を抑制しつつ、本庄及び周辺市町のみならず、首都圏住民にとっての憩いの場、豊かな余暇時間を過ごせる場として、森林の多様な機能と田園環境を守っていきます。集落における一定の生活利便性を確保しながら、魅力ある体験・学習などの機能の充実を図ることによって本庄の森林や田園に訪れる人の滞在を増やし、コミュニティの力の維持につなげていきます。

② 土地利用

都市的土地利用

住宅地

- ・低層低密度を基本に、適切な土地利用の規制・誘導を図ります。
- ・地区計画が定められている区域では、引き続き良好な市街地環境の維持に努めます。
- ・土地区画整理事業が行われていない区域では、生活道路や公園等の整備等により、市街地環境の改善を図ります。
- ・準工業地域に指定されている区域では、多様な用途の混在を抑制するとともに、工場の立地や移転の動向を踏まえて、必要に応じて用途地域の見直しを検討します。

拠点市街地

〔本庄駅周辺市街地〕

- ・回遊を楽しみ、健康的・活動的に暮らせる中心市街地として、JR高崎線の交通利便性や中山道の宿場町の名残りとも味わいを活かして、ハードとソフトの施策を効果的に組み合わせた再生の取り組みを展開します。
- ・生涯学習機能などの多機能を備えた市民活動交流センター（はにぼんプラザ）を中心に、多様な主体の活動の連携を進め、まちなかでの賑わい再生の活動を発展させていきます。
- ・狭い道路・行き止まり道路等が多いことから、共同建替え等の促進により建物や土地利用の更新を進め、魅力ある住宅や店舗が立地しやすい環境づくりを進めていきます。

〔本庄早稲田駅周辺市街地〕

- ・環境共生・ユニバーサルデザイン・低炭素型都市づくりなど、先導的な取り組みで、次代を先取りした魅力ある暮らし方を実現できる拠点形成を進めます。
- ・新たな企業進出や起業等の受け皿となる高質な産業・交流基盤の充実を図ります。
(学術・研究機能と既存の産業との連携、新幹線・高速道路等の交通条件を活かした広域的・国際的交流等)

〔児玉駅周辺市街地〕

- ・本市南部の交通結節点としてゆとりを感じられるコンパクトな市街地を形成するため、日常生活を支える機能の充実を図ります。
- ・用途地域が定められていない区域への無秩序な都市的土地利用の拡散を抑制します。

シンボル軸育成エリア

- ・本庄駅と本庄早稲田駅をつなぐ本庄駅南口前通り線・中央通り線沿道は、本庄の新たな顔である本庄早稲田の杜における居住や都市機能集積の進捗にあわせて、拠点相互の人の流れを活発化させるような魅力ある商業・業務機能の充実を図ります。
- ・仲仙道線・本庄駅前通り線（本庄都市計画区域）や駅前通線・中央通線沿道（児玉都市計画区域）は、寺社やレンガ造り倉庫などの歴史を物語る建築物が多く立地し、祭りの舞台としても地元の人々から愛される通りであることから、昔ながらの本庄の顔として、維持・再生を図ります。

沿道サービス型商業地

- ・市街化区域内の国道17号、国道462号、南大通り線沿道については、市街地の無秩序な拡散を助長することのないよう配慮しながら、地域の活性化や暮らしの利便性向上に資する商業機能の立地を認めていきます。

工業地

- ・工業を中心とした土地利用の維持とともに、産業をテーマとした交流により地域活力を創造していけるよう、周辺環境との調和や環境保全に配慮しつつ、機能の充実を図っていきます。

田園地域の土地利用

農村集落地

- ・田園地域のまとまりある集落地の風景を守り、生活利便性を確保するため、集落の基本的な区域を維持しつつ、生活基盤の整備やコミュニティの維持・活性化に必要な建築・開発行為を許容していきます。

農地

- ・優良農地の保全に努めるとともに、意欲的な農業経営にむけた農業基盤の整備や、農業や農産物を介した都市住民との交流を進めるための環境整備を進めます。
- ・小和瀬地区においては、優良農地の保全とともに、農地改良の推進に努めます。

森林地域の土地利用

山村集落地

- ・森林環境と住宅や農地等が調和した集落地を維持し、体験・学習・交流のために訪れる人が過ごせる環境の充実を図ります。

森林地域

- ・水源涵養、山地災害防止・土壌保全、快適環境形成、木材生産など、森林の持つ多様な機能が発揮できるよう健全な森林資源の維持増進を図るとともに、体験や交流のための環境を充実させていきます。

土地利用調整エリア

- ・用途地域が定められていない都市計画区域のうち、建築・開発のポテンシャルが高いと考えられる区域を土地利用調整エリアとして位置づけます。
- ・このエリアにおいては、将来の土地利用のあり方を具体的に検討し、建築・開発計画について一定の基準に基づく協議を積極的に行います。
- ・この協議に基づき、無秩序な市街地拡散を助長する建築・開発行為の抑制や本市の持続的発展に資する建築・開発行為の誘導を行います。

〔国道17号バイパス（本庄道路）及び国道17号付近の市街化調整区域〕

⇒JR高崎線以北では、本庄駅周辺を拠点とした集約型都市構造を目指すため、国道17号バイパス（本庄道路）及び国道17号沿道のうち、市街化区域との境界線に近い市街化調整区域を「原則的に市街地拡散を助長する建築・開発行為を抑制する区域」として位置づけ、土地利用や建築・開発に関する調整を行います。

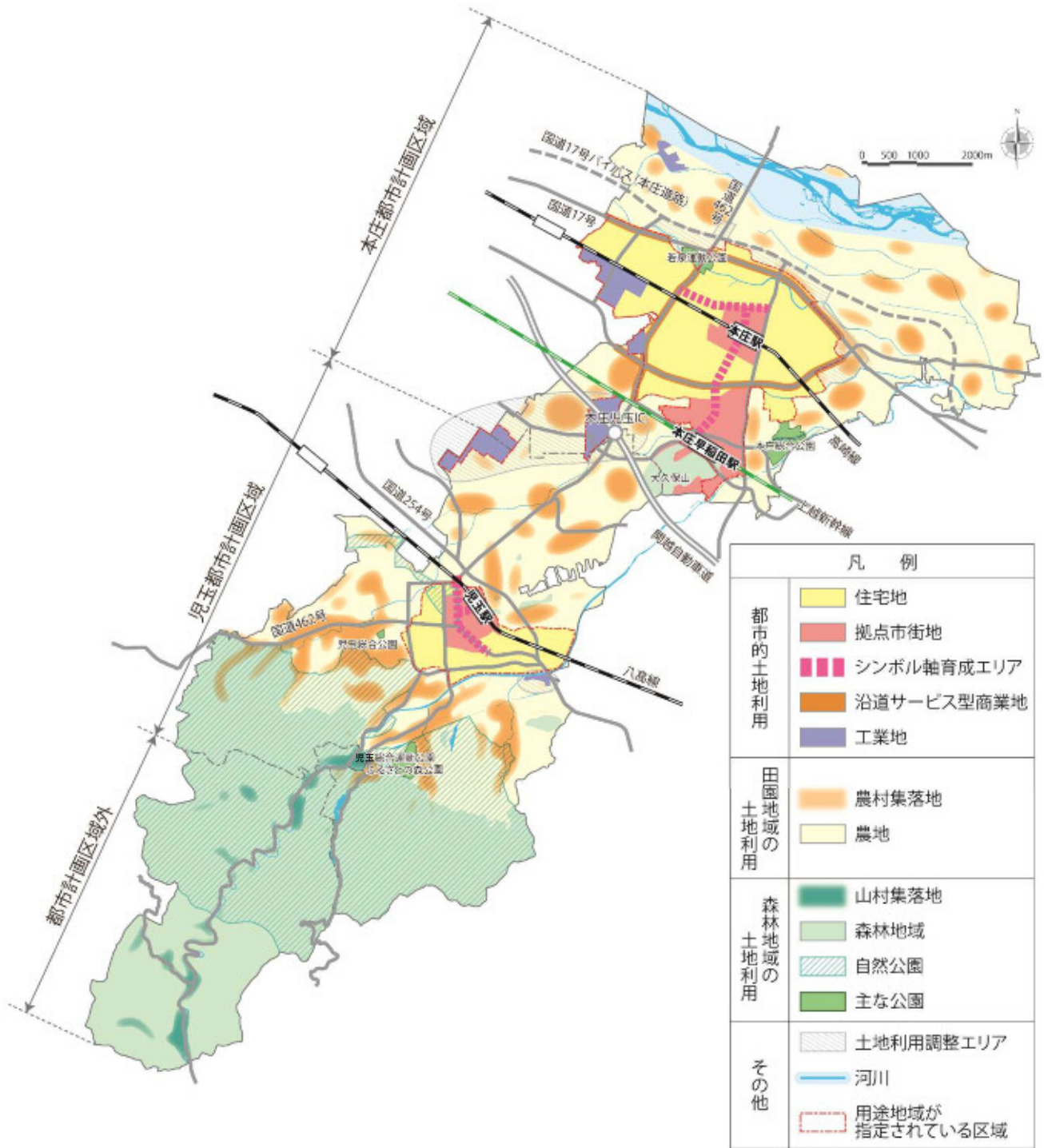
〔産業誘致・産業連携の必要性・可能性を検討する区域〕

⇒本庄児玉IC周辺や国道254号周辺（小山川付近）は、企業誘致、周辺地域との産業連携強化のための整備の必要性・可能性を勘察し、優良農地の保全など農業政策との調整を行いながら土地利用や都市基盤整備のあり方等を検討します。

〔その他〕

⇒児玉都市計画区域の国道沿道などにおいては、今後の土地利用の動向を踏まえつつ、市街地拡散を助長する建築・開発行為の抑制のための制度導入の必要性について検討していきます。

土地利用構想図



第3章 政策大綱

将来像実現に向けた政策の柱である政策大綱を次のように定め、市民や自治会、コミュニティ団体、ボランティア団体、NPO法人、企業のパートナーシップにより地域全体でともに支えあう協働のまちづくりを推進します。

(仮)

① 健康福祉分野

～だれもが安心して健やかにいきいき活躍できるまち～

② 教育文化分野

～未来につなぐ豊かな人材と魅力ある文化を育むまち～

③ 経済環境分野

～持続可能で活力に満ちたにぎわいのあるまち～

④ 都市基盤分野

～人にやさしい快適で住みやすいまち～

⑤ 市民生活分野

～市民と行政が支えあい安全に暮らせるまち～

⑥ 行財政経営分野

～効率的な行政経営で市民に信頼されるまち～